

エコファーマーネットワーク通信

〈No.25〉



全国エコファーマーネットワーク
会員番号 A000000

- ☆平成27年3月に「食料・農業・農村基本計画」が発表されました。これまで、平成12年3月(小渕内閣)、平成17年3月(第2次小泉内閣)、平成22年3月(鳩山内閣)と5年おきに発表され、今回で4回目になります。
- ☆これは、「食料・農業・農村基本法」(平成11年7月)で、国土や環境の保護など、生産以外で農業や農村が持つ役割を高めるための法律が制定されたのをうけています。今後10年程度先を見越した食料・農業・農村における各種施策の方向付けを示したものです。
- ☆基本法と軌を一にして、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年7月)が制定され、環境保全型農業の推進が明示されました。
- ☆環境保全型農業はエコファーマー制度のもとで、知事認可を受けたエコファーマーが先導してきました。しかし、これまでの4回の基本計画では、環境保全型農業の主要な担い手としてのエコファーマーに関する直接記述は見られません。
- ☆今回の基本計画では、環境

保全型農業について、次の様な推進方向が示されています。

- ☆「農業の自然循環機能を維持増進し、持続可能な農業の確立を図る。その一環として、『農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律』(平成27年4月1日施行)に基づく環境保全型農業直接支払制度を通じて、地域でまとまりを持った環境保全型農業の取組や、農業者の技術向上や消費者の理解増進等を図る活動を推進する。」
- ☆「農業が環境に与える影響や効果を検証し、農業が消費者等にもたらす多様な便益についても明らかにしつつ、関係者間のコミュニケーションの促進や優良事例の共有を図るとともに、環境に配慮した農産物の生産者と実需者のネットワークの構築等による多様な販路の構築等を推進する。」環境保全型農業支援対策が唱われています。
- ☆「消費者の理解増進」、「多様な販路の構築」が唱われています。エコファーマーにとって重要な課題であることから、是非具体的な施

策を期待したいです。

- ☆エコファーマーは、「減化学肥料、減農薬で作り、新鮮で安全な農産物を消費者へ届けたい」とする思いで生産をしています。しかし、消費者や実需者からは、「エコファーマーを知らない」、「エコファーマーの作ったものはどこで売っているのですか」、「エコファーマーの作ったものは高い」等の声が多いのです。エコファーマーと消費者の距離が縮まっていないのです。エコファーマーが消費者に見えていないのです。
- ☆今回の資料は、環境保全型農業に関する研究会、協議会などで委員として政策提言に関係してこられた塩谷哲夫氏の寄稿を紹介します。
- ☆塩谷哲夫氏は、「持続可能な農業、生産・環境・くらしの共生システムを支える技術のフィールド・リサーチ」をライフワークとされています。これまで、大学、農林水産省で勤務され、国内、国際的にご活躍されてこられました。現在も、アグロノミストとしてご活躍です。(全国エコファーマーネットワーク事務局)

「エコファーマー全国交流会 in つくば」に参加して

東京農工大学名誉教授 塩谷 哲夫

I. 「エコファーマー」から環境保全型農業政策について考えてみた

1. 「エコファーマー」が減っている

2014年11月4日につくば市で開催された全国エコファーマーネットワーク（以下、ネットワーク）の全国交流会に参加した。ネットワークと茨城県からのエコ農業への取り組み報告があり、環境保全型農業をめぐる情勢（農林水産省）、有機栽培技術の研究（農研機構）、流通・消費（パルシステム生協連）、実践（農業生産法人ヴァレンチア）の各領域からの講演が行われ、その後、参加者との意見交換があった。いずれにも興味深い内容があった。

エコファーマー制度は、平成11年に制定された「持続性の高い農業の導入の促進に関する法律」にもとづいて、農林水産省が、土づくり・化学肥料低減・化学農薬低減を一体的に導入する栽培計画（5年間）を立てた農業者をエコファーマーとして認定し

（知事による）、融資や税制上の優遇を受けられるようにしたものである。ネットワークは、会員としてのエコファーマーが技術力・経営力の向上を目指し、相互に交流を図るために平成22年に形成された組織である。

エコファーマーの認定件数は化学肥料・農薬の半減化などの取り組みに対する補助金交付などの行政からの支援によって次第に増加した。また、地域ぐるみの取り組みを支援する「農地・水・環境保全向上対策」が奏功し、平成23年には21万6千余に達した。ところが、その後は毎年1万5千件のペースで減少して平成25年には18万6千余りになった。農水省は、その原因は計画期間の5年を終了した農業者が次の5年計画を立てて再認定を申請しなかったことにあると淡々と述べている。しかし、「もう歳だからあと5年はやれない」から「申請できなかった」生産者

が多数に上った—と言ったほうが正直なのではないかと思う。エコファーマーの減少が意味することは重大なことなのではないのか。

2. 「環境保全型農業」の誕生と政策の流れ

日本の農業は、化学工業などの技術開発の支援と工業的生産の発想からの刺激を受けて農業生産技術のあり方を生産の合理化・効率化の名のもとに、慣行的に行われてきた“農”の生態系管理型の営みから、化学物質投入・大量生産による“工”的な生産管理型に移行した。それに伴って生産者の農薬中毒、食品の農薬汚染、環境汚染などの負の側面が出現し、その影響は見逃せないほどになった。そこで、これではいけないとして、環境に配慮した環境保全型農業を進展させようということになった。このことの表明が1992年に制定された「新しい食料・農業・農村政策の方向」である。

農業生産者との関わりという視点から見ると、4期に大

きく分けることができる。第1期（持続農業法、1999～）は、点在するすぐれた個別のエコファーマーの活動の支援からはじまった。第2期（農地・水・環境保全、2007～）は、面として広げるために地域ぐるみの取り組みへと支援対象を広げた。しかし、「環境保全型農業」を国策として、それだけ広く営農（農家・農村）の財政支援を行うことを、国民に広く納得してもらえようような公共的な意義が必要になった。そこで、第3期は、農業は地球温暖化防止（京都議定書対応、2008～12）・生物多様性保全（基本法、2008～）に高い効果があるとして、環境保全型農業の推進を図った。さらに、第4期は、農業・農村は、それ自体が多面的機能を有しているのだから、それを担う個別農家を支援することが必要であるとして、農家への直接支払を敢行した（2011～13）。こうして、農水省のロジックは、農業・農村での活動支援を、個別から地域へ、そして国全体に広げられたのである。

3. 「農家」では農業をやっ ていけない？

だが、形式的な論理上の進化を云々するよりも、今、直視しなければならないのは、“次の5年の栽培計画の見通

しをたてられなくなった高齢者”が担わざるを得ない状態にある農業・農村の現場の窮状なのではないだろうか。

全農家の過半を占める農家がコメを栽培している。今年の各地域のJAから農家に渡される米価（60kg当たり）は、大方の県で8～9千円である。ところが、農林水産省調べの米生産費（平成24年産、全生産者平均、全算入）は1万6千円であった。加算金を加えても、経営は不安定であり、十分な収入には至っていない。もちろん、それでも米づくりは手放せない農民の立場も分かるし、立派に稼いでいる農業経営があることも承知している。

しかし、全般的に言っても部分的にはそうとは言えないこともあるが、農業・農村は他の経済産業部門・都市に比べて明らかに蔑まされているのではないのかと思う^{注1}。この思いは農水省や農業関係者すべての胸の内にあることではないのか。現に、耕作が放棄された農地が40万ヘクタール以上にもなっている。一刻も早く、農林水産省もその具体的政策を打ち出さなくては農地を耕す農家および農業は消滅しかねないところに追い込まれている。

4. 「環境保全型農業」政策の流れは後追い続き だった？

環境保全型農業の政策の流れを読んでみると、先述のように、いかにも論理的に筋が通っているように思えるが、果たしてそうなのだろうか。

第4期での判断は従来の自民党に代わって政権を担った民主党によって行われた。そこに見られるのは、単に農民票を獲得しようという政治的な目論見を超えて、日本の農地・食料、そして農山村社会の担い手である「家族農業」を維持するという戦後の「民主憲法」のもとにおける“農地を耕すものが農民である”という原点回帰を掲げた政策だったのではないだろうか。そうすると、政府（農林水産省）の第3期までの政策展開の論理はいったい何だったのだろうか？…ということになってしまう。

日本の農業が、環境等に汚染という負荷を与えるようになってしまったことの根本原因は、農業の生産方法を、在地の農家が行ってきた農業本来の農法、すなわち、生産対象である生物の生育に即して生態系環境を管理するという営農のあり方を、農業経営体として、効率優先の工業的物質生産管理型に転換したこと

にあったのではないのか。このことを看過してしまったために、農政は、その結果として次々に出現する負の現象に対処療法を講じるという後追いつつつま合わせに陥ることになってしまったのではないかと思う。

そもそも1990年代の当初から、日本農業の持続的発展を支える論理的支柱を、「環境保全型農業」ではなく「持続型農業」としなければならなかったのではないかと思う。「環境保全」は健全な営農を持続するためには不可欠の前提条件であり、また、健全な営農は、結果として環境保全に貢献することになる。環境保全は営農の目的ではなく、目標とすべきは営農の持続性である。欧米諸国ははじめからそう認識していた。ところが、1992年の「新農政」は農業の総合的な機能を理解しきれずに、その一部である「物質循環機能」に矮小化して解釈してしまったのではないのか。

欧米発の“Sustainable agriculture” (SA) 等の思想と、それに基づいた欧米の施策事例が日本に届いた当初、農林水産省の若き幹部や大学の関係者たちは、その理論を新鮮に受け止め、大急ぎで学んだ。そこには、物財・機械力を多投入し、生産効率を追

求する工業化した近代農業の問題点を克服し、物財等の投入を減らし、生物生態系を活性化して持続性を高める農法によって農業の将来を展望する可能性が示されていた。

しかし、霞が関の農林行政関係の方々は、それを“哲学”の領域のものとして理解し、日本農業の現場の実態に即した農業生産の技術や政策を革新するために利用できる理論だという考えにはたどり着かず、農林行政における施策化に活かされずに終わってしまったように思う。その背景には、政策決定に関与する官僚の多くが法政科学・社会科学の人々であることが影響しているのではないかと思う。技術科学系出身者ならもう少しこだわりがあったかもしれない（アグロノミストとしての私の勝手な推測にすぎないが）。

結局、日本はSAの理論を農業の将来展望を画くために利用できずに、現状を追認し、農業の工業化にともなって現れたひずみを、堆肥利用の増大、化学肥料・農薬の施用の低減と言った物質としてわかりやすく、また数値化目標を立てやすい対処療法的施策をもって対応することからスタートしてしまった。それはそれで、農法の改善効果はあったが、日本農業の実態や

農政全体を俯瞰した時、日本政府（農林水産省）の対応は、“一番ボタンの掛け違い”になってしまったのではないかと残念に思う。

この辺りのもやもやした想いを、私は秋田重誠との共編著『植物生産技術学』（文永堂出版、2006）の中で欧米と日本のあり方を比べて次のように書いた。「わが国のいわゆる持続農業法（1999）は、ヨーロッパの環境保全農政やアメリカ合衆国における持続型農業の定義と比べると、その対象としている範囲が生産技術とそのあり方というかなり狭い範囲にとどまっており、また技術内容も生産補助資材の利用に関わるものに狭められてしまっている。わが国の農業においては、低自給率を改善するための生産性向上に配慮しながら、環境保全型の農法創出のために、わが国の諸条件に適う柔軟で多様な取り組みが必要であろう」。続いて、私は農業の持続性の根本は「限られた農地の繰り返し利用にある」として、そのためのシステムづくりや栽培技術について論じている。

5. 強い逆風は耕作放棄地を生む

ところで、ここでさらに困ったことが起こった。復活した自民党安倍政権は民主憲

法に基づく「戦後レジーム」を否定し、国家主義的かつ市場原理主義的日本を目指しているのである。政府は「農業を強くする」とは言うけれども、政権の仲間の先生や財界人の意向に沿った戦略の受け皿となるのは、少数の企業的農業経営体と農業参入を狙う非農業企業ということになってしまいそうである。

そうすると、第4期の“耕す農家による農地の責任ある維持”という理念が薄れて、農地は経営資源としての生産財の一つに過ぎないという位置づけになってしまいかねない。資本投資に引き合う利潤を産み出さない限り農地は見捨てられることになる。企業が所有・管理する農地の場合、それは当然の成り行きである。しかし、こうした投資資本の利潤追求農業（農地）経営の行き着く先には広大な耕作放棄地が出現し、国土の荒廃を招きかねないのではないかと懸念される。

6. 「儲かる農業経営〈個〉」 と「公共的価値〈社会〉」 を両立できる策は？

農水省は、第5期として、安倍政権が「強い農業」の担い手として期待するプライベートな企業の経営支援を前面に出さなければならない立場にある。しかし、優れた個

から、面としての地域へ、そしてまた民主憲法が保障した農地すべてをカバーする個（農家）へと変転せざるを得なかった流れの背景に厳然として存在する農業の公共的価値の認知を、日本農業の行政のトップある農林水産省の立場として決して譲歩するわけにはいかないであろう。それは農業の成立の原理として、また、同時に農業の結果として、農家・農業経営体が営利的存在としてだけではなく、農業が地球温暖化防止や生物

多様性保護などの多面的機能を有するからである。農業の公共的価値を国民の共通認識として確立しなければ“日本の”農業の未来はない。農業経営を産業政策の対象とした農政と、公共政策として農業・農村を思考する農政か、今農水省の幹部たちはいかにして二羽の鳥をひとつの石で落とせるかに悩んでいるのではないかと思う。その悩みは他人事ではなく、私たち自身のものでもある。

II. 有機農業に取り組む生産者はなぜ増えないのか？ 有機農産物の需要はなぜ伸びないのか？

1. 有機農業・有機農産物市場の世界的な動向

「エコファーマー全国交流会inつくば」における農林水産省の報告（前田豊：生産局農産部・農業環境対策課長）では、日本の有機農業の現状を以下の4点に要約している。

①有機農家数は年々増加しており、平成22年には約1万2千戸となっている。

②有機農業の生産面積は平成21年で1万6千haとなっており、農業全体の0.4%を占めている（推計値）。有機JAS圃場は9千ha、0.2%。

③有機農業面積シェアは、国際的にも低い水準にある。

④日本の有機食品販売額は1,380億円と少ない。

①にのべられている通り、有機農家数は平成18年度の8,764から平成22年度の11,859へと35%も増加している。しかしそれでも全国総農家数の0.5%程度に過ぎない。また、その生産面積は③に指摘されているようにイタリア8.6%、ドイツ6.1%、フランス3.6%、韓国1.0%と比較して、如何にも低いレベルにある。

2. 有機農業・有機農産物(オーガニック)を受け入れる社会的な背景

1) 欧米では…

④では、アメリカ3兆1,240

億円、ドイツ9,740億円、フランス5,540億円等の販売額を挙げ「欧米では、有機農産物のマーケットは拡大基調にある」と述べている。

確かに欧州にはアルブレヒト・テア（独、『合理的農業の原理』, 1809~28）が有機農業に基づいた近代農学を提唱し、チャールス・ダーウィンが耕地土壌の形成にミミズが大きな役割を果たしていることを解明し（英、『ミミズの活動による腐植の形成』, 1881）、また、ラウル・フランセ（独、『耕地の中の生物たち』, 1923）などの古くからの有機農法、「生物学農業」への取り組みがある（エアハルト・ヘニッヒ、『生きている土壌』, 1994. 中村英司訳, 農文協, 2009）。また、人々には、故郷の農山村の地で行われてきた農の営みを、それが産み出した食料だけでなく、精神的遺産（文学芸術等）としても享受し、総じて農林業の環境保全における貢献を尊重する文化がある。

また、ダントツの販売額を挙げているアメリカは、そもそもは移民が築いた国で、ヨーロッパのような伝統文化はないが、それゆえに、かえって農村的風土を慈しむ精神があるように思われる。そして、アルバート・ハワード（『農業聖典』, 1940）やJ.I.ロ

デイル（『黄金の土』, 1945）以来のオーガニックの理念と技術が、意外にしぶとく根付いている。1960年代にはカウンターカルチャーの一つだったかもしれないが「オーガニック運動」が展開された歴史がある。特に、生活に余裕のある人々には「オーガニック」が良いものであるという気持ちがある<その一方、高価なオーガニックに手が届かずに、健康に良くないと思いつつ安価な加工食品をとらざるを得ない貧困層の人々がいる>。

このような背景をうまく生かして、有機農業、有機農産物を、アメリカらしい創造的な文化に同化させて、工業的な手法での大規模な生産・加工・輸送・販売のシステムを構築して、健康で文化的な香りのする「オーガニック商品」として市民の食生活に浸透することに成功している。私は、アメリカの巨大な食品スーパーマーケットを訪れて、その品揃いのすばらしさ、美しい田園物語の飾りつけを見て、なるほどと納得させられてしまった。こうして、アメリカの有機食品市場は大きく成長した。（マイケル・ポーラン, USA, 2006. 邦訳、『雑食動物のジレンマ』, 東洋経済新報社, 2009.^{注2}）。

2) 日本では…

戦後に化学肥料・農薬優先の近代農法が導入され、また、国県の試験研究機関や企業による品種改良、農機・施設の開発・改良、そして農協・生産組合等の生産者側の組織化が進み、生産者はそれらをうまく活用して生産を拡大した。一方、消費側では、市場・流通・大量販売、そして生協などの会員制流通、さらには最近ではインターネット購買も普及し、食品流通ネットワークが著しく整備された。街の八百屋さんからはじまった販売が、贈答用の高級店から郊外の大規模販店、そして近くの安売りスーパーまで、消費者の懐具合に合わせて選択できるようになった。

近年では、農産物の60%余が海外から入ってきている。青果類は形が見えるから輸入品だとわかるが、それらよりもはるかに大量に輸入され、それを原料としている食料油や加工品では輸入品だとわからずに購入し、摂取している。

消費者にとっては、農産物供給が安定かつ低価格であればよいのであって、敢えて有機農産物である必要がない。加えて、最近では、「外食」「中食（弁当・惣菜）」の伸びが著しく、食料費支出の40%強に及んでいる（(財)食の

安全・安心財団平成25年度推計では市場規模約24兆円、うち中食が6兆5千億円)。

このような背景のもとでは、和食、郷土食、伝統作物という昔からの自然農業に結び付きやすい背景を持ちながら、有機農業・有機農産物が普及しようがない。欧米との違いは、案外移り気な日本人の「文化」的な性格、経済成長に誘導された日本の社会構造の急速な変化なのかもしれない。

3. 日本人のタテマエと本音

農林水産省の現状把握では、「農業者の関心は高い」、「需要は底堅い」としている。すなわち、生産側については、「新規就農希望者の3割が有機農業を希望」し、「慣行農業者の5割が生産技術が確立される等、条件次第で有機農業への取り組みを希望」しており、また、消費者については、「4割がすでに購入経験があり、6割が表示への信頼、入手性等、条件次第で購入したいと希望」し、流通加工業者については、「すでに3割が有機農産物を取り扱っており、6割が安定供給、価格等、条件次第で取り扱いたいと希望」しているという。

それに基づいて、①有機農

業者等への支援、②流通・販売面への支援、③技術開発の促進、④消費者の理解と関心の増進等—という対応（基本方針）を提示している。そして、「おおむね平成30年度までに有機農業面積シェアを倍増、1.0%」という目標を掲げている。拝見する限りは、いかにも理にかなったもっともな行政対応である。

しかし、私は「そうなのかな?」と首をひねってしまう。調査結果を信用するしかないのだけれども（どのような方法での調査なのか知らない）、「現状把握」が甘いのではないかと思う。ここに表わされていることは、何が期待されている答えなのかを承知しているお利口な日本人の、上手な模範的「タテマエ」解答のように思われる。

大方の生産者は“儲かれば”、少々の苦労があっても、あれこれ悩むことなく“やる”。

これは、田畑での栽培法現地試験の相棒である尊敬するお百姓から、私がいつも言われていることである。その真意は、生産者を軽んじて言うのではなく、農業技術を開発・改良しようとするなら、“誰でもできる”、そして“儲かる”と…そこまで明らかにしなくちゃあダメだという意味である。

消費者は“安ければ買う”、あるいは、有機農産物が“身体に良い”とわかれば少々高いお金を払っても買うかもしれない。TVで〇〇が身体によい…と放送したら、翌日のスーパーの〇〇コーナーの棚は空っぽになる。サプリメントの◎◎が足腰に効きそうだとTVで人気者が言ったら◎◎は日本中を席卷して売れ続けて…いるのかもしれない。これも、消費者を軽んじて言っているわけではない。かつて誰かさんが言ったように「お客様は神様」なのである。商品の生産・販売に当たって、日本の“ものづくり”の素晴らしさの陰で陥りやすい誤りを戒めて言うのである。「俺の作ったものは良い。だから、売れるはずだ」…というわけにはいかない。売れる（売り手が宣伝する）ものが求められているものようである。

4. 何をなすべきか?

こう考えると、今、有機農産物の生産・販売の普及のために、私たちがやらなければならないことがはっきりする。

第一に、消費者のために、有機農産物が慣行農産物よりも、それを食べた人間の“身体に良い”ということを科学的根拠 (evidence) に基づい

て明らかにすることである。それには、“物資”成分の何がどれだけ入っているかよりも、それらの成分等が食品として摂取された場合に、人間の身体に働きかける機能として良いのだということをはっきりさせてほしいと思う^{注3}。

第2に、生産者のために“有機農産物はこうして作れる”ことを実践的に明らかにし、それを学べる機会を多くすること。「生産の方法として面倒なことではなく、お金もかからないでできることでなくては、技術は普及しない」と、私は、ローカルの実証研究の相棒のお百姓にいつもそういわれている。

第3は…いらない。“儲かる”となれば、売るとは流通・販売のプロがうまくやる。私なんて口を出す余地はないだろうから。

本レポートの後半を、農林水産省の報告が提起した日本の有機農業の問題点に焦点を当てて論じた。私は有機農産物が健康に良いということをも機能性上のエビデンスをもって明らかにできないものだろうかと思う。私は、健康に効果的で、美味しい有機農産物を食べたいと思っている。人々にもそう薦めたい。しかし、現状では、とてもそれが可能になるほどの生産量はない。

今日の社会的な諸条件を考えた時、現時点では、人間が開発してきた資材、技術や総合的なシステムをより良く活用して、有機農産物に限らず、健康に良くて安全な食品の量的な充足、生産効率向上、コスト低減、入手しやすさを実現できるようにしてほしいと思う。全国エコファーマーネットワークの会員の皆さんの多くは、そこで行われる農業が環境保全・生物多様性・地球温暖化防止に貢献すること、そして農民による農業経営としての永続性を前提として、このような立ち位置にあるのかと思う。

今回、「エコファーマー全国交流会inつくば」に参加して、食と農について集中して考える機会を得たことをありがたく思っている。

*【注】

1. 資本の回転率は農業より工業の方が高いと言われている。その結果としての「都市と農村の“不等価交換”」が資本主義社会において不可避のことであるのか。私がアグロノミストだからと言ってこの問題をあいまいにしておくわけにはいかない。理論的にしっかり解明しておかなければ、農業・農村を国家財政(予算)によって支援すべきであると堂々と主張しきれない。

2. マイケル・ポーラン。アメリカの著名なジャーナリスト。健康にも環境にも悪いものさえ食べてしまう雑食動物である人間の食物連鎖

を追って、ファストフード、オーガニックフード、スローフードを実践した旅の記録『雑食動物のジレンマ』(前出)を著わした。

3. 消費者庁は新しい食品表示制度である『機能性表示食品』のガイドラインを発表した。

健康効果を表示できる食品としては、既に「特定保健用食品(トクホ)」、「栄養機能食品」があるが許可を受けるのが難しかった。ところが、今度の制度は、一気に規制を緩和して、事業主の責任において、一定の科学的根拠が証明できれば(人間が食べて効果があった実証データや成分の有効性を立証した学術論文があればよい)、この商品は健康に効果があると届け出れば良いという制度である。対象食品は加工食品やサプリメントだけでなく生鮮食品も含まれる。すでに三ヶ日ミカンや鹿児島島の緑茶などがJA・企業が連携して届け出を準備していると報じられている。

有機農産物や各地の特産品の生産者・団体が取り組むのはもちろん、それらの振興を農業・農村活性化のエンジンにしようとする政策提案をしている政府としても、農産物の機能性評価の調査・研究を支援すべきだと思う。(独)農研機構には食品総合研究所に食品研究領域がある。同所ホームページの中で、山本(前田)領域長は、食品の本質的な機能を解明するために、人間を対象とした機能性の実証にも取り組むと触れている。

(参考：<http://www.naro.affrc.go.jp/nfri/introduction/chart/domain03/index.html>) 現時点において日本では、農産物の機能性について、科学的根拠となり得る学術研究・論文があまりにも少ないのではないかと思う。